

養育費保証促進事業補助金

目的・背景

養育費を継続的に受け取れているひとり親家庭は少なく、その保証に係る初年度の費用を市が負担することで養育費の継続的な支払いの確保を目指す。

対象者

知立市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件のすべてを満たす方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は、同様の所得水準にあること
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を（公正証書・調停調書など）を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる子どもを現に扶養していること
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・ 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと

持ち物

- 1 養育費の保証促進補助金交付申請書
- 2 児童扶養手当証書
児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（又は抄本）、世帯全員の住民票および当該年度の所得証明書が必要です。
- 3 初年度契約の際に発行された領収書
- 4 養育費の取り決めを交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
- 5 保証会社との契約書の写し等
- 5 その他市長が必要と認めるもの
- 6 印鑑

**養育費保証契約を締結した日（令和2年4月1日以降の日に限る。）の属する年度の3月31日（土・日・祝の場合はその翌日）までに必要なものをお持ちになり、子ども課児童家庭係までお越しく下さい。
必ず対象となるご本人が申請してください。**